

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	1

令和6年度 都市計画法に関する調

都道府県名

群馬県

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

市町村名

吉岡町

区分	行番号	(1) 市町村の面積(千㎡)	(2) 市街化区域(千㎡) A	(3) 市街化調整区域(千㎡) B	(4) その他(千㎡) C	(5) 計(A+B+C)(千㎡)
課税区域の面積	9 0 1 0	12	23 ア	33 イ	43 ウ	53 エ 62 0
都市計画区域の面積	0 2 0	20,460 甲	オ	カ	20,460 キ	20,460 ク

区分	行番号	(6) 都市計画区域の 指定の有無	(7) 市街化区域等の 設定の有無	(8) 都市計画税の 課税の有無	(9) 都市計画事業の 認可の有無
課税区域の面積	9 0 1 1	12	13	14	15
都市計画区域の面積	0 2 1	ケ 1	コ 2	サ 2	チ 1

指定有……「1」 設定有……「1」 課税有……「1」 認可有……「1」
 指定無……「2」 設定無……「2」 課税無……「2」 認可無……「2」

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	8

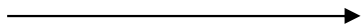
第52表 納税義務者数に関する調

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町



区 分		行 番 号	(1) 総 数 (人)	(2) 法定免税点未満のもの(人)	(3) 法定免税点以上のもの(人)
土 地	個 人	9 0 1 0	12 0	22	32 41
	法 人	0 2 0	0		
	計	0 3 0	0	0	0
家 屋	個 人	0 4 0	0		
	法 人	0 5 0	0		
	計	0 6 0	0	0	0
実 数	個 人	0 7 0	0		
	法 人	0 8 0	0		
	計	0 9 0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	3	8

第53表 地積及び床面積等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 市 街 化 区 域	(2) 市 街 化 調 整 区 域	(3) そ の 他	(4) 計	
土 地 の 積 (千㎡)	宅 地 等	宅 地	9 0 1 0	12	24	34	45 シ 57 0
		そ の 他	0 2 0				ス 0
		小 計	0 3 0	0	0	0	セ 0
	農 地	0 4 0	ソ			タ 0	
	計	0 5 0	チ 0	ツ 0	テ 0	ト 0	
家床 屋 面 の 積 (㎡)	木 造 家 屋	0 6 0				0	
	木 造 以 外 の 家 屋	0 7 0				0	
	計	0 8 0	ナ 0	ニ 0	ヌ 0	0	
土 地 の 筆 数 (筆)	宅 地 等	宅 地	0 9 0				ネ 0
		そ の 他	1 0 0				ノ 0
		小 計	1 1 0	0	0	0	ハ 0
	農 地	1 2 0	ヒ			フ 0	
	計	1 3 0	ヘ 0	ホ 0	マ 0	0	
家 屋 の 棟 数 (棟)	木 造 家 屋	1 4 0				0	
	木 造 以 外 の 家 屋	1 5 0				0	
	計	1 6 0	ミ 0	ム 0	メ 0	0	

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	4	8

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分				行 番 号		(1) 決 定 価 格								
						市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)					
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人 法 人	9	0	1	0	12	24	34	45	モ	57	0
			0	2	0								ヤ	0
		一 般 住 宅 用 地	個 人 法 人	0	3	0							ユ	0
			0	4	0								ヨ	0
	非 宅 用 地	個 人 非 宅 用 地	0	5	0							ラ	0	
			0	6	0							リ	0	
	小 計			0	7	0		0	0	0		ル	0	
	農 地			0	8	0						レ	ロ	0
	そ の 他			0	9	0								0
	計			1	0	0		0	0	0				0
家 屋	木 造 家 屋			1	1	0							0	
	木 造 以 外 の 家 屋			1	2	0							0	
	計			1	3	0		0	0	0			0	
合 計				1	4	0		0	0	0		ア	0	

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分				行 番 号			(5) (6) (7) (8) (9) (10)								
							課 税 標 準 額				実 定 税 率 B	調 定 見 込 額 A×B(千円)			
				市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円) A								
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人 法 人	9	0	1	1	12	25	35	47	60	61	69	79
			い	0	2	1					あ	0			
		一 般 住 宅 用 地	個 人 法 人	0	3	1					い	0			
			う	0	4	1					う	0			
		非 住 宅 用 地	個 人 非 住 宅 用 地	0	5	1					え	0			
			法 人 非 住 宅 用 地	0	6	1					お	0			
	小 計				0	7	1	0	0	0	か	0			
	農 地				0	8	1	き			く	0			
	そ の 他				0	9	1					0			
	計				1	0	1	0	0	0	0	0			
家 屋	木 造 家 屋			1	1	1					0				
	木 造 以 外 の 家 屋			1	2	1					0				
	計			1	3	1	0	0	0	0	0				
合 計				1	4	1	け	こ	b	0	0	0.000 %	0		

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	8

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)								
特 定 市 域 前 街 農 地 の 化	令 和 街 2 年 度 区 以 前 農 地 の 化	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9	0	1	0	12	24	39	54	69	80			
		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0										
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0										
		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0										
		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0										
		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0										
		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0										
		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0										
		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0										
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0										
		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0										
		負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0										
		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0										
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0										
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0										
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0										
		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0										
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0										
		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0										
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0										
		負担水準0.05未満	2	1	0										
		計		2	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
		区 域 後 街 農 地 の 化	令 和 街 3 年 度 区 以 前 農 地 の 化	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2	3	0								
				負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0								
				負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0								
				負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0								
				負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0								
負担水準0.75以上0.8未満	2			8	0										
負担水準0.7以上0.75未満	2			9	0										
負担水準0.65以上0.7未満	3			0	0										
負担水準0.6以上0.65未満	3			1	0										
負担水準0.55以上0.6未満	3			2	0										
負担水準0.5以上0.55未満	3			3	0										
負担水準0.45以上0.5未満	3			4	0										
負担水準0.4以上0.45未満	3			5	0										
負担水準0.35以上0.4未満	3			6	0										
負担水準0.3以上0.35未満	3			7	0										
負担水準0.25以上0.3未満	3			8	0										
負担水準0.2以上0.25未満	3			9	0										
負担水準0.15以上0.2未満	4			0	0										
負担水準0.1以上0.15未満	4			1	0										
負担水準0.05以上0.1未満	4			2	0										
負担水準0.05未満	4			3	0										
計				4	4	0	0	0	0	0	0	0	0		

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	5

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の
農地に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		(1) 行 番 号	(2) 納 税 義 務 者 (人)	(3) 地 積 (千㎡)	(4) 決 定 価 格 (千円)	(5) 課 税 標 準 額 (千円)	(6) 筆 数 (筆)
合 計	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4 5 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0	
	計	6 6 0	0	0	0	0	0
第 63 表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の		6 7 0		そ	た	ち	

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第56表 課税標準の特例等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7)		
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)				
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)			
課税標準の特例にかよつり減額規定による	第9項 (日本放送協会)	評価額	1/2	9	12	22	32	42	52	62	64	65	
		課税標準額		0	1	0			0				
	第10項 (日本原子力研究開発機構)	評価額	1/3	0	3	0							
		課税標準額		0	4	0							
		評価額	2/3	0	5	0							
		課税標準額		0	6	0							
	第11項 (登録有形文化財等)	評価額	1/2	0	7	0			0				
		課税標準額		0	8	0			0				
	第21項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	1/3	0	9	0			0				
		課税標準額		1	0	0			0				
		評価額	1/6	1	1	0			0				
		課税標準額		1	2	0			0				
	第22項 (新関西国際空港株)	評価額	1/2	1	3	0			0				
		課税標準額		1	4	0			0				
	第23項 (信用協同組合等)	評価額	3/5	1	5	0							
		課税標準額		1	6	0							
	第25項 (中部国際空港株)	評価額	1/2	1	7	0			0				
		課税標準額		1	8	0			0				
	第27項 (家庭的保育事業)	評価額	-	1	9	0							
		課税標準額		2	0	0					-	-	
第28項 (居宅訪問型保育事業)	評価額	-	2	1	0								
	課税標準額		2	2	0					-	-		
第29項 (事業所内保育事業)	評価額	-	2	3	0								
	課税標準額		2	4	0					-	-		
第30項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	評価額	1/2	2	5	0			0					
	課税標準額		2	6	0			0					
第32項 (量子科学技術研究開発機構)	評価額	1/3	2	7	0								
	課税標準額		2	8	0								
	評価額	2/3	2	9	0								
	課税標準額		3	0	0								
第33項 (世界遺産)	評価額	1/3	3	1	0			0					
	課税標準額		3	2	0			0					

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	6

第56表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) (7) 課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)						
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)				
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)				
るに課3法 よ税の第 り標規7 減準定0 額のに2 と特よ条 額な例の	法 第7 02 条の 3	第1項 (被災住宅用地等) (法第349条の3の3 第1項(同条各項に おいて準用、読み替 えて適用される場合 を含む)の適用を受 けるものに限る)	評価額	2/3	9	12	22	32	42	52	62	64	66		
			課税標準額	3	3	0				0					
		評価額	1/3	3	5	0				0					
		課税標準額	3	6	0				0						
減市にわたよへ条法 計対る家り震の第 額画す家屋被災47 税る屋に失等の0 の都等代しに22		減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	3	7	0									
り準に条法 減のよの附 額特る2則 と例課の第 なに税規1 るよ標定6	法 附則 第1 6	(平成28年熊本地震に係る 被災住宅用地等)	評価額	2/3	3	8	0								
			課税標準額	3	9	0				0					
			評価額	1/3	4	0	0				0				
			課税標準額	4	1	0				0					
減市に代に年へ1法 計対替係熊平6 額画す家る本成条 税る屋被災2の の都等災震82第		減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	4	2	0									
り準に条法 減のよの附 額特る3則 と例課の第 なに税規1 るよ標定6	法 附則 第3 6	(平成30年7月豪雨に係る 被災住宅用地等)	評価額	2/3	4	3	0								
			課税標準額	4	4	0				0					
			評価額	1/3	4	5	0				0				
			課税標準額	4	6	0				0					
減市に代に年へ1法 計対替係7平6 額画す家る月成条 税る屋被災3の の都等災雨03第		減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	4	7	0									
り準に条法 減のよの附 額特る4則 と例課の第 なに税規1 るよ標定6	法 附則 第4 6	(令和2年7月豪雨に係る 被災住宅用地等)	評価額	2/3	4	8	0								
			課税標準額	4	9	0				0					
			評価額	1/3	5	0	0				0				
			課税標準額	5	1	0				0					

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1						5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) (7) 課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)			
				宅 地	そ の 他				(A)	(B)		
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)		
に法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例額なる条	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額	1/2	9	12	22	32	42	52	62	64	
		課税標準額		0	1	0						
	第9項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	評価額	1/2	0	3	0			0			
		課税標準額		0	4	0			0			
	第13項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	0	5	0						
		課税標準額		0	6	0						
	第14項 (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	0	7	0						
		課税標準額		0	8	0					-	-
	第14項 (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	0	9	0						
		課税標準額		1	0	0					-	-
	第15項 (都市鉄道施設)	評価額	2/3	1	1	0						
		課税標準額		1	2	0						
	第16項 (外資埠頭会社の民営化に係る承継特例)	評価額	1/2	1	3	0			0			
		課税標準額		1	4	0			0			
	第17項 (鉄道再構築事業)	評価額	3/5	1	5	0			0			
		課税標準額		1	6	0			0			
	第19項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/4	1	7	0						
		課税標準額		1	8	0						
	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	評価額	1/2	1	9	0			0			
		課税標準額		2	0	0			0			
第24項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	1/2	2	1	0							
	課税標準額		2	2	0							
第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	2	3	0							
	課税標準額		2	4	0							
第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	2	5	0							
	課税標準額		2	6	0							
第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	2	7	0							
	課税標準額		2	8	0							

※「課税標準の特例率 (わがまち特例) (6) (7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) (7) 課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)					
				宅 地	そ の 他				(A)	(B)				
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)				
法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準額	第31項	(農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間10年以上)	評価額	1/2	9	12	22	32	42	52	62	64	66	
		課税標準額	2	9	0					0				
	第31項	(農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間15年以上)	評価額	1/2	3	1	0				0			
		課税標準額	3	2	0					0				
	第32項 (市民緑地)	評価額	-	3	3	0				0				
		課税標準額	-	3	4	0				0				
	第33項 (帰還・移住等環境整備推進法人)	評価額	1/3	3	5	0				0				
		課税標準額	1/3	3	6	0				0				
	第34項 (地域福利増進事業)	評価額	2/3	3	7	0				0				
		課税標準額	2/3	3	8	0				0				
		評価額	3/4	3	9	0				0				
	第37項 (浸水被害軽減地区)	課税標準額	3/4	4	0	0				0				
		評価額	-	4	1	0				0				
	第38項 (滞在快適性等向上施設)	課税標準額	-	4	2	0				0				
		評価額	-	4	3	0				0				
第42項 (貯留機能保全区域)	課税標準額	-	4	4	0				0					
	評価額	-	4	5	0				0					
第45項 (道路運送高度化事業)	課税標準額	1/3	4	6	0				0					
	評価額	1/3	4	7	0				0					
			4	8	0				0					

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)～(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) (7) 課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)		
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	
例法則に第15条の3の減額とする課税標準額は特法	第2項 (JR北海道・四国に係る特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2	9	12	22	42	52	62	64	
		課税標準額		0	1	0		0			
	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	0	3	0		0			
		課税標準額		0	4	0		0			
	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限る)	評価額	3/10	0	5	0		0			
		課税標準額		0	6	0		0			
減額に相当する課税標準額	減額分	1/3	0	7	0						
第3項 旧法附則第15条第32項 (特定事業所内保育施設)	評価額	-	0	8	0		0				
	課税標準額		0	9	0		0		-	-	
第3項 旧法附則第15条第37項 (立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	評価額	2/3	1	0	0		0				
	課税標準額		1	1	0		0				
	評価額	2/3	1	2	0		0				
	課税標準額		1	3	0		0				
第2項 旧法附則第15条第20項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	1	4	0						
	課税標準額		1	5	0						
第3項 旧法附則第15条第21項 (国立大学校舎)	評価額	1/2	1	6	0						
	課税標準額		1	7	0						
第5項 旧法附則第15条第40項 (認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	1	8	0						
	課税標準額		1	9	0				-	-	

※「課税標準の特例率 (わがまち特例) (6) (7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(2) 農 地	(3) 土 地 計	(4) 家 屋	(5) 課 税 標 準 (A)		(6) の 特 例 率 (B)		
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)			
改 正 法 附 則 第 16 条 第 2 項 第 1 号 第 7 年 以 下	第 2 項 旧 法 附 則 第 15 条 第 20 項 (スーパ-中 枢 港 湾)	評 価 額	1/2	9	12	22	32	42	52	62	64	66	
		課 税 標 準 額		2	0	0							
	第 3 項 旧 法 附 則 第 15 条 第 27 項 (指 定 会 社 等 の 特 定 用 途 港 湾 施 設)	評 価 額	1/2	2	2	0			0				
		課 税 標 準 額		2	3	0			0				
平 改 正 法 第 23 条 第 3 号 第 1 項 第 9 号 以 下	第 4 項 旧 法 第 349 条 の 3 第 31 項 (社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金)	評 価 額	1/3	2	4	0							
		課 税 標 準 額		2	5	0							
	第 5 項 旧 法 第 349 条 の 3 第 32 項 (自 動 車 安 全 運 転 セ ン タ ー)	評 価 額	1/3	2	6	0							
		課 税 標 準 額		2	7	0							
	第 6 項 旧 法 第 349 条 の 3 第 33 項 (郵 便 貯 金 ・ 簡 易 生 命 保 険 管 理 機 構)	評 価 額	1/2	2	8	0							
		課 税 標 準 額		2	9	0							
	第 10 項 旧 法 附 則 第 15 条 第 35 項 (指 定 特 定 重 要 港 湾 に 係 る 港 湾 施 設)	評 価 額	1/2	3	0	0							
		課 税 標 準 額		3	1	0							
改 正 法 第 14 条 第 1 号 第 4 項 以 下	第 4 項 旧 法 附 則 第 15 条 第 36 項 (PFI 公 共 荷 さ ば き 施 設)	評 価 額	1/2	3	2	0							
		課 税 標 準 額		3	3	0							
	第 5 項 旧 法 附 則 第 15 条 第 37 項 (PFI 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設)	評 価 額	1/2	3	4	0							
		課 税 標 準 額		3	5	0							

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(2) 農 地	(3) 土 地 計	(4) 家 屋	(5) 課 税 標 準 (A)		(6) の 特 例 率 (B)			
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	(A)	(B)
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	(A)	(B)	
年改正法の規定によるもの 平成26年10月1日改正法の規定に 1改正法の規定に	第2項	旧法第349条の3第25項 （日本電気計器検定所）	評価額	1/2	3 6 0									
			課税標準額		3 7 0									
		旧法第349条の3第26項 （日本消防検定協会）	評価額	1/2	3 8 0									
			課税標準額		3 9 0									
	旧法第349条の3第27項 （小型船舶検査機構）	評価額	1/2	4 0 0										
		課税標準額		4 1 0										
	旧法第349条の3第28項 （軽自動車検査協会）	評価額	1/2	4 2 0										
		課税標準額		4 3 0										
1改正法の規定に	第4項	旧法第349条の3第39項 （社会保険診療報酬支払基金）	評価額	1/6	4 4 0									
			課税標準額		4 5 0									
1改正法の規定に	第5項	旧法第349条の3第40項 （自動車安全運転センター）	評価額	1/6	4 6 0									
			課税標準額		4 7 0									
1改正法の規定によるもの 平成21年10月1日改正法の規定に	第3項	旧法第349条の3第28項 （日本電気計器検定所）	評価額	1/3	4 8 0									
			課税標準額		4 9 0									
		旧法第349条の3第29項 （日本消防検定協会）	評価額	1/3	5 0 0									
			課税標準額		5 1 0									
	旧法第349条の3第30項 （小型船舶検査機構）	評価額	1/3	5 2 0										
		課税標準額		5 3 0										
	旧法第349条の3第31項 （軽自動車検査協会）	評価額	1/3	5 4 0										
		課税標準額		5 5 0										
第1改正法の規定によるもの 平成21年10月1日改正法の規定に	旧法附則第15条第19項 （指定法人等大規模外貨埠頭）	評価額	1/2	5 6 0			0							
		課税標準額		5 7 0			0							

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)		
				宅 地	そ の 他	農 地	土 地 計	家 屋	課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)			
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)		
平改 成 正 7 年 の 改 正 法 定 第 3 項 附 に 則 よ る 1 2 も 条 の	旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機構)	評価額	1/3	9	12	22	32	42	52	62	64	
		課税標準額		5	8	0						
		評価額	1/6	6	0	0						
		課税標準額		6	1	0						
		評価額	1/6	6	2	0						
		課税標準額		6	3	0						
	旧法第349条の3第30項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/6	6	4	0						
		課税標準額		6	5	0						
	旧法第349条の3第31項 (日本消防検定協会)	評価額	1/6	6	6	0						
		課税標準額		6	7	0						
	旧法第349条の3第32項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/6	6	8	0						
		課税標準額		6	9	0						
旧法第349条の3第33項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/6	7	0	0	0	0	0				
	課税標準額		7	1	0	0	0	0	0			
合 計		評価額		7	2	0						
		課税標準額		7	3	0						
第条第法 7の2附 項59則	市街化区域農地としての評価額		7	4	0							
	徴収猶予分に相当する課税標準額		7	5	0							
第条第法 8の2附 項59則	市街化区域農地としての評価額		7	6	0							
	減額分に相当する課税標準額		7	7	0							
第条第法 項1の2附 659則	市街化区域農地としての評価額		7	8	0							
	減額分に相当する課税標準額		7	9	0							

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7) の 特 例 率 (B)	
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)		
	る及と税条法 特びな免第附 例家つ除4則 措屋た区項第 置に土城へ5 係地外課5	1/2 減額	9 8 0 0	12	22	32	42 0	52	62	64	65	
	置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た城課条 例屋土外税第 措に地と免6第	1/2 減額	8 1 0				0					
	置係及な除項5法 るびつ区へ5附 特家た城課条 例屋土外税第 措に地と免8第	1/2 減額	8 2 0				0					
	特用る大項5法 例地被震へ6附 措に災災東条 置係住に日第 る宅よ本1第		8 3 0				0					
	例地代に日15法 措に替よ本06附 置係住る大項 る宅被震へ 特用災災東第		8 4 0				0					
	置係代に日15法 る替よ本16附 特家る大項 例屋被震へ 措に災災東第	1/2 減額	8 5 0									
		1/3 減額	8 6 0									

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋	(6) 課 税 標 準 (A)		(7)
				宅 地	そ の 他				の 特 例 率 (B)		
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)	
	措宅に城へ条法 置用係内居附 地る住住第 の代宅困1第 特替用難35 例住地区項6		9 8 7 0	12	22	32	42 0	52	62	64	65
	のに困第法 特係難1附 例る区4則 措代城項第 置替内へ5 家家居6 屋屋住条	1/2 減額	8 8 0								
		1/3 減額	8 9 0								

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
宅 （ 個 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	9010	12	24	39	54	69	80
		負担水準0.95以上1.0未満	020						
		負担水準0.9以上0.95未満	030						
		負担水準0.85以上0.9未満	040						
		負担水準0.8以上0.85未満	050						
		負担水準0.75以上0.8未満	060						
		負担水準0.7以上0.75未満	070						
		負担水準0.65以上0.7未満	080						
		負担水準0.6以上0.65未満	090						
		負担水準0.55以上0.6未満	100						
		負担水準0.5以上0.55未満	110						
		負担水準0.45以上0.5未満	120						
		負担水準0.4以上0.45未満	130						
		負担水準0.35以上0.4未満	140						
		負担水準0.3以上0.35未満	150						
		負担水準0.25以上0.3未満	160						
		負担水準0.2以上0.25未満	170						
		負担水準0.15以上0.2未満	180						
		負担水準0.1以上0.15未満	190						
		負担水準0.05以上0.1未満	200						
		負担水準0.05未満	210						
	計	220	0	0	0	0	0	0	
地 （ 法 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	230						
		負担水準0.95以上1.0未満	240						
		負担水準0.9以上0.95未満	250						
		負担水準0.85以上0.9未満	260						
		負担水準0.8以上0.85未満	270						
		負担水準0.75以上0.8未満	280						
		負担水準0.7以上0.75未満	290						
		負担水準0.65以上0.7未満	300						
		負担水準0.6以上0.65未満	310						
		負担水準0.55以上0.6未満	320						
		負担水準0.5以上0.55未満	330						
		負担水準0.45以上0.5未満	340						
		負担水準0.4以上0.45未満	350						
		負担水準0.35以上0.4未満	360						
		負担水準0.3以上0.35未満	370						
		負担水準0.25以上0.3未満	380						
		負担水準0.2以上0.25未満	390						
		負担水準0.15以上0.2未満	400						
		負担水準0.1以上0.15未満	410						
		負担水準0.05以上0.1未満	420						
		負担水準0.05未満	430						
	計	440	0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	8	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
宅 用 地 （ 個 人 ）	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12	24	39	54	69	80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0						
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0						
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0						
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0						
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0						
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0						
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0						
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0						
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0						
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0						
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0						
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0						
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0						
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0						
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0						
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0						
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0						
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0						
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0						
	負担水準0.05未満	6 5 0						
	計	6 6 0	0	0	0	0	0	0
宅 用 地 （ 法 人 ）	負担水準1.0以上	6 7 0						
	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0						
	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0						
	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0						
	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0						
	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0						
	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0						
	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0						
	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0						
	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0						
	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0						
	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0						
	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0						
	負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0						
	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0						
	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0						
	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0						
	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0						
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0						
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0						
	負担水準0.05未満	8 7 0						
	計	8 8 0	0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
						6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
宅	商業地等 (非住宅用地・個人)	負担水準0.7超	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
		負担水準0.05未満	1 5 0					
計		1 6 0	0	0	0	0	0	
地	商業地等 (非住宅用地・法人)	負担水準0.7超	1 7 0					
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
		負担水準0.05未満	3 1 0					
計		3 2 0	0	0	0	0	0	
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地 (再掲)		3 3 0						
160行及び320行のうち、勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地 (再掲)		3 4 0						

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
宅 地 （ 負 担 水 準 0 ・ 6 ） （ 非 住 宅 用 地 ・ 個 人 ）	負担水準0.70	9 3 5 0	12	24	39	54	69 80	
	負担水準0.69以上0.70未満	3 6 0						
	負担水準0.68以上0.69未満	3 7 0						
	負担水準0.67以上0.68未満	3 8 0						
	負担水準0.66以上0.67未満	3 9 0						
	負担水準0.65以上0.66未満	4 0 0						
	負担水準0.64以上0.65未満	4 1 0						
	負担水準0.63以上0.64未満	4 2 0						
	負担水準0.62以上0.63未満	4 3 0						
	負担水準0.61以上0.62未満	4 4 0						
	負担水準0.60超0.61未満	4 5 0						
	負担水準0.60	4 6 0						
	計	4 7 0	0	0	0	0	0	
	0 ・ 7 ） （ 非 住 宅 用 地 ・ 法 人 ）	負担水準0.70	4 8 0					
		負担水準0.69以上0.70未満	4 9 0					
		負担水準0.68以上0.69未満	5 0 0					
		負担水準0.67以上0.68未満	5 1 0					
		負担水準0.66以上0.67未満	5 2 0					
		負担水準0.65以上0.66未満	5 3 0					
負担水準0.64以上0.65未満		5 4 0						
負担水準0.63以上0.64未満		5 5 0						
負担水準0.62以上0.63未満		5 6 0						
負担水準0.61以上0.62未満		5 7 0						
負担水準0.60超0.61未満		5 8 0						
負担水準0.60	5 9 0							
計	6 0 0	0	0	0	0	0		

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	6	0

第60表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 個 人 ）	負担水準0.59以上0.60未満	9 6 1 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.58以上0.59未満	6 2 0					
	負担水準0.57以上0.58未満	6 3 0					
	負担水準0.56以上0.57未満	6 4 0					
	負担水準0.55以上0.56未満	6 5 0					
	負担水準0.54以上0.55未満	6 6 0					
	負担水準0.53以上0.54未満	6 7 0					
	負担水準0.52以上0.53未満	6 8 0					
	負担水準0.51以上0.52未満	6 9 0					
	負担水準0.50以上0.51未満	7 0 0					
	負担水準0.49以上0.50未満	7 1 0					
	負担水準0.48以上0.49未満	7 2 0					
	負担水準0.47以上0.48未満	7 3 0					
	負担水準0.46以上0.47未満	7 4 0					
	負担水準0.45超0.46未満	7 5 0					
	負担水準0.45	7 6 0					
	計	7 7 0	0	0	0	0	0
0 ・ 4 5 ） 0 ・ 6 ） （ 法 人 ）	負担水準0.59以上0.60未満	7 8 0					
	負担水準0.58以上0.59未満	7 9 0					
	負担水準0.57以上0.58未満	8 0 0					
	負担水準0.56以上0.57未満	8 1 0					
	負担水準0.55以上0.56未満	8 2 0					
	負担水準0.54以上0.55未満	8 3 0					
	負担水準0.53以上0.54未満	8 4 0					
	負担水準0.52以上0.53未満	8 5 0					
	負担水準0.51以上0.52未満	8 6 0					
	負担水準0.50以上0.51未満	8 7 0					
	負担水準0.49以上0.50未満	8 8 0					
	負担水準0.48以上0.49未満	8 9 0					
	負担水準0.47以上0.48未満	9 0 0					
	負担水準0.46以上0.47未満	9 1 0					
	負担水準0.45超0.46未満	9 2 0					
	負担水準0.45	9 3 0					
	計	9 4 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	1

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 0 1 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 0
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	0 2 0	0	0	0	0	0
	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0 3 0	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2未満	0 5 0	0	0	0	0	0
	計	0 6 0	0	0	0	0	0
そ の 他 宅 地 比 準 土 地 (個 人)	負担水準0.7超	0 7 0					
	負担水準0.65以上0.7以下	0 8 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
	負担水準0.05未満	2 1 0					
	計	2 2 0	0	0	0	0	0
他 宅 地 比 準 土 地 (法 人)	負担水準0.7超	2 3 0					
	負担水準0.65以上0.7以下	2 4 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	2 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	2 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	2 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	2 8 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	2 9 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	3 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	3 1 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	3 2 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	3 3 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	3 4 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	3 5 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	3 6 0					
	負担水準0.05未満	3 7 0					
	計	3 8 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	1

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 外 比 準 土 地	負担水準1.0以上	3 9 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 0 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	4 1 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	4 2 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	4 3 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	4 4 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	4 5 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	4 6 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	4 7 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	4 8 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	4 9 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	5 0 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	5 1 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	5 2 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	5 3 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	5 4 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	5 5 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	5 6 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	5 7 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	5 8 0					
負担水準0.05未満	5 9 0						
	計	6 0 0	0	0	0	0	0
合 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	6 1 0	0	0	0	0	0
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 2 0	0	0	0	0	0
	住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上	6 3 0	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2未満	6 5 0	0	0	0	0	0
	計	6 6 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	1

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県
市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
そ の 他 （ 負 担 水 準 ）	宅 地	負担水準0.70	9 6 7 0	12	24	39	54	69	80
		負担水準0.69以上0.70未満	6 8 0 0						
		負担水準0.68以上0.69未満	6 9 0 0						
		負担水準0.67以上0.68未満	7 0 0 0						
		負担水準0.66以上0.67未満	7 1 0 0						
		負担水準0.65以上0.66未満	7 2 0 0						
		負担水準0.64以上0.65未満	7 3 0 0						
		負担水準0.63以上0.64未満	7 4 0 0						
		負担水準0.62以上0.63未満	7 5 0 0						
		負担水準0.61以上0.62未満	7 6 0 0						
		負担水準0.60超0.61未満	7 7 0 0						
		負担水準0.60	7 8 0 0						
		計	7 9 0 0	0	0	0	0	0	0
	0 ・ 6 ） 0 ・ 7 ）	宅 地	負担水準0.70	8 0 0 0					
		負担水準0.69以上0.70未満	8 1 0 0						
		負担水準0.68以上0.69未満	8 2 0 0						
		負担水準0.67以上0.68未満	8 3 0 0						
		負担水準0.66以上0.67未満	8 4 0 0						
		負担水準0.65以上0.66未満	8 5 0 0						
		負担水準0.64以上0.65未満	8 6 0 0						
		負担水準0.63以上0.64未満	8 7 0 0						
		負担水準0.62以上0.63未満	8 8 0 0						
		負担水準0.61以上0.62未満	8 9 0 0						
		負担水準0.60超0.61未満	9 0 0 0						
		負担水準0.60	9 1 0 0						
		計	9 2 0 0	0	0	0	0	0	0

第61表670行から第61表720行は第61表080行の、第61表730行から第61表780行は第61表090行の、第61表800行から第61表850行は第61表240行の、第61表860行から第61表910行は第61表250行の内数として記載すること（納税義務者数は一致しないことがある）。

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	2

第62表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
そ の 他 （ 負 担 水 準	宅 地 比 準 土 地 （ 個 人 ）	負担水準0.59以上0.60未満	9 0 1 0	12	24	39	54	69	80	
		負担水準0.58以上0.59未満	0 2 0							
		負担水準0.57以上0.58未満	0 3 0							
		負担水準0.56以上0.57未満	0 4 0							
		負担水準0.55以上0.56未満	0 5 0							
		負担水準0.54以上0.55未満	0 6 0							
		負担水準0.53以上0.54未満	0 7 0							
		負担水準0.52以上0.53未満	0 8 0							
		負担水準0.51以上0.52未満	0 9 0							
		負担水準0.50以上0.51未満	1 0 0							
		負担水準0.49以上0.50未満	1 1 0							
		負担水準0.48以上0.49未満	1 2 0							
		負担水準0.47以上0.48未満	1 3 0							
		負担水準0.46以上0.47未満	1 4 0							
		負担水準0.45超0.46未満	1 5 0							
		負担水準0.45	1 6 0							
		計		1 7 0	0	0	0	0	0	0
0 ・ 4 5 ） 0 ・ 6 ）	宅 地 比 準 土 地 （ 法 人 ）	負担水準0.59以上0.60未満	1 8 0							
		負担水準0.58以上0.59未満	1 9 0							
		負担水準0.57以上0.58未満	2 0 0							
		負担水準0.56以上0.57未満	2 1 0							
		負担水準0.55以上0.56未満	2 2 0							
		負担水準0.54以上0.55未満	2 3 0							
		負担水準0.53以上0.54未満	2 4 0							
		負担水準0.52以上0.53未満	2 5 0							
		負担水準0.51以上0.52未満	2 6 0							
		負担水準0.50以上0.51未満	2 7 0							
		負担水準0.49以上0.50未満	2 8 0							
		負担水準0.48以上0.49未満	2 9 0							
		負担水準0.47以上0.48未満	3 0 0							
		負担水準0.46以上0.47未満	3 1 0							
		負担水準0.45超0.46未満	3 2 0							
		負担水準0.45	3 3 0							
		計		3 4 0	0	0	0	0	0	0

第62表010行から第62表050行は第61表100行の、第62表060行から第62表100行は第61表110行の、第62表110行から第62表160行は第61表120行の、第62表180行から第62表220行は第61表260行の、第62表230行から第62表270行は第61表270行の、第62表280行から第62表330行は第61表280行の内数として記載すること（納税義務者数は一致しないことがある）。

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	3

第63表 農地の負担調整に関する調
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)	
一 般 市 街 化 区 域 農 地	本則による (価格の3分の2) 課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69	
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	上記以外 負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
負担水準0.05未満	2 1 0							
計	2 2 0	0	0	0	0	0		
介 在 農 地	本則による課税がなされたもの	2 3 0						
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	上記以外 負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
負担水準0.05未満	4 3 0							
計	4 4 0	0	0	0	0	0		

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	3

第63表 農地の負担調整に関する調 (つづき)
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
一 般 農 地	本則による課税がなされたもの	9 4 5 0	12	24	39	54	69 80	
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	上記以外 負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0						
負担水準0.05未満	6 5 0							
計	6 6 0	0	0	0	0	0		
合 計	本則による課税がなされたもの	6 7 0	0	0	0	0	0	
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	0	0	0	0	
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0	0	
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	
		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0	
	上記以外 負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0	
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	0	0	0	0	
		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	0	0	0	0	
		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	0	0	0	0	
		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0	0	0	0	0	
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0	0	0	0	0	
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	0	0	0	0	
		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	0	0	0	0	
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0	0	0	0	0	
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0	0	0	0	0	
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0	0	0	0	0	
		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0	0		
負担水準0.05未満	8 7 0	0	0	0	0			
計	8 8 0	0	0	0	0	0		